

写

2023年 7月 26日

長野労働局長
久富 康生 殿長野市県町532-3 県労働会館3F
長野県各種商品小売業最低賃金対策委員会
委員長 斉藤 直 子

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県各種商品小売業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者

産 業 分 類	使用者数	労働者数
I561 百貨店、総合スーパー		
I569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)		
計	51	3,846

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者3,598名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県各種商品小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が3分の1以上に達していること。

◎賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数2,716名/長野県における各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者数3,598名 \div 75.49%

◎労働協約の賃金の最も低い額=163,000円/月、986円/時間

◎現在適用されている法定最低賃金額=910円/時間

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 申請代表者に対する委任書
- (4) 長野県各種商品小売業最低賃金対策委員会設置要綱

以 上

<添付書類>

総括

1. 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける組合員の内訳

No.	組合名	協定種別	組合員数
1	イオンリテールワーカーズユニオン	日給月給社員	2,531人
2	東急グループ労組ながの東急百貨店支部	正社員	185人
計	2件・2種類		2,716人

2. 賃金の最低額に関する協定の時間額の内訳

No.	組合名	協定種別&月額	時間額
1	イオンリテールワーカーズ ユニオン	L区分 166,000円	1,107円
3	東急グループ労組 ながの東急百貨店支部	163,000円	986円

長野県各種小売業最低賃金対策委員会設置要綱

1. 本委員会の名称は、長野県各種小売業最低賃金対策委員会とします。
2. 本委員会は、長野県における各種商品小売業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
3. 本委員会は、本委員会の主旨に賛同する関係産業別組織及び関係単位労働組合と日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。
4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
 - (1) 本委員会は、UA ゼンセン長野県支部、連合長野の各組織から選出された委員により構成し運営します。
 - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
 - (3) 事務局は、長野市県町532-3 県労働会館内「連合長野」に置きます。
 - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
6. 本要綱の施行は1988年 6月24日とします。

1990年	3月23日	一部改正
1997年	4月22日	一部改正
2003年	3月23日	一部改正
2009年	3月19日	一部改正
2013年	3月25日	一部改正